評価に当たっての留意事項

地方創生SDGs課題解決モデル都市について、提案又は関係事業を行う団体(提案又は実施を予定しているものも含む。以下「提案者等」という。)が、自治体SDGs推進評価・調査検討会(以下「検討会」という。)の委員に接触することも想定されるところであるが、評価の透明性、公平性を確保するため、以下の対応をお願いする。

- 検討会の委員におかれては、提案者等との接触を避けていただく。
- ・事務局から提案者等に対し、検討会の委員への接触を控えるよう依頼する。
- ・地方創生SDGs課題解決モデル都市の公募期間中及び選定期間中に、提案 者等から検討会の委員への選定に関する陳情等があった場合、応募された 事業については審査及び選定対象としないこととする。
- ・提案者等に密接な関係を持つ検討会の委員は、当該提案に係る評価を御辞退 いただく(委員の方々に自己申告をお願いする。)。
 - ※例えば、団体又は協議会の構成員であること、研究・調査等委託契約を請け負っていること、研究室等が資金提供を受けていることなど。
- ・地方創生SDGs課題解決モデル都市の提案後、提案資料を事務局において 精査し、検討会の委員が提案に密接な関係があると判明した場合も当該提 案に係る評価を御辞退いただく。